

『鹿児島脳卒中地域連携ネットワーク研究会看護連携小委員会（KASTA-DON）』会則

（名 称）

第1条 本会は、鹿児島脳卒中地域連携ネットワーク研究会看護連携小委員会（KASTA-DON）と称する。

（目的及び組織）

第2条 本会は、鹿児島地区において脳卒中診療に携わる看護師間の連携を強化すること、看護の側面からみた脳卒中地域連携や連携パスの問題点を把握，抽出すること、地域連携パスの更なる発展と脳卒中地域連携の充実に貢献することを目的とする。

（活 動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、各班に分かれて次の活動を行う。

- （1）脳卒中地域連携パス班：医師、セラピスト小委員会、ソーシャルワーカー小委員会との連携
- （2）脳卒中看護連携班：看護添書に関する検討
- （3）脳卒中看護啓発班：脳卒中地域連携における看護師間の連携、看護連携小委員会の啓発

（会員および構成員）

第4条 本会は、脳卒中地域連携ネットワーク研究会参加施設の看護師により構成する

（会議の開催）

第5条 本会会議は、月1回（毎月第2水曜日）開催するものとする。その他、必要と認めるとき臨時に招集する。

（議事録）

第6条 本会会議の議事録は、輪番制で書記が記録し、次回会議までに議事録を作成し、メーリングリストで回覧する。

附 則

本会則は、平成26年4月1日より施行する。